○平成七年農林水産省告示第四百五十七号(主要食糧の需給

及び価格の安定に関する法律の施行に関する告示)

(平成七年三月二十七日)

(農林水産省告示第四百五十七号)

平成 七年一〇月二三日農林水産省告示第一六八七号

改正

同

同

七年一二月一八日同

八年 七月 八日同

第一〇六四号

第二〇三五号

〇年 七月 三月三一日同 九日同

同

同

同

〇年

五月一五日同

同 一二年 九月一一日同

同 一二年一二月 四日同

同 二年一二月一九日同

同 | 三年一〇月 | 二日同

同 五年 九月一八日同

同 五年一〇月 日同

同 六年 三月二四日同

同 六年 三月三〇日同

同 六年一二月二一日同

第

六九〇号

第

一五三七号

第一四六六号

第一三四二号

第一六二七号

第二一九二号 第 七二五号

> 同 八年 六月二八日同

九年 三月一三日同

同

第一五〇五号 二六五号

第

第

八九六号

同

同

二八年

七月二八日同

三〇年一二月一〇日同

第二六六二号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成六年法律第百

十三号)第六十一条第八項(同法第六十八条第二項において準用す

る場合を含む。)、第六十二条第四項、第七十条第一項及び第七十

一条第三項並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行

令(平成七年政令第九十八号)第一条第五号、第三条及び第四条第

二項第四号の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関す

る法律の施行に関し、次のように定め、平成七年四月一日から施行

する。

第一四七七号

第

一一九九号

第

五四〇号

第一〇三四号

七六六号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令 (以下「令_

という。)第一条第二項第六号の農林水産大臣が指定するものは

次に掲げるものとする。

メスリン粉及びライ小麦粉

ライ小麦のひき割りしたもの及びミール

米穀、 小麦、 大麦、はだか麦又はライ小麦のペレット

米穀、 小麦、 大麦、 はだか麦又はライ小麦のロールにかけ又

はフレーク状にしたもの

ホ 関税定率法 (明治四十三年法律第五十四号) 別表第一一〇四・

二九号の一から三までに掲げるその他の加工穀物

- へ 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含するもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものするもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)
- (1) 米穀産品、小麦産品又は大麦産品が最大の重量を占めうち、米穀産品、小麦産品を含む。以下同じ。)及びでん粉のくし、米穀産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。以下同じ。)、
- するもの (2) 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、で
- ト 米菓生地 (乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)
- のいずれかを単に膨脹させて又はいって得た物品の含有量が全チー米穀、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(はだか麦を含む。)

ホ

米菓生地

(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)

重量の五十パーセント以上の調製食料品

による調理その他の調製をしたものリー粒状の小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦であらかじめ加熱

ヌ 乾パン

ル 関税定率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)に掲げる調

製食料品

イ 米穀のペレット

ロー米穀のロールにかけ又はフレーク状にしたもの

ハ 関税定率法別表第一一○四・二九号の二に掲げるその他の加

工穀物

二 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割らしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含品及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)

五十パーセント以上の調製食料品 米穀を単に膨脹させて又はいって得た物品の含有量が全重量

0

 \vdash 関税定率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる

調製食料品

- 三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「法」とい う。) 第三十条第三項の農林水産大臣が定めて告示する額は、I
- キログラムにつき二百九十二円とする。
- に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる額とする。 めて告示する額は、別表第一の上欄の各号に掲げる米穀等の区分 法第三十一条第三項及び第三十四条第一項の農林水産大臣が定
- 令第十二条第二項第四号の農林水産大臣が指定するものは、次
- に掲げるものとする。
- メスリン粉及びライ小麦粉
- ライ小麦のひき割りしたもの及びミール

小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のペレット

- 小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のロールにかけ又はフレ
- ク状にしたもの
- ホ 関税定率法別表第一一〇四・二九号の一及び三に掲げるその
- 他の加工穀物

- を除く。 するもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のもの 有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含 八十五パーセントを超えるものであって、次のいずれかに該当 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、 ひき割
- (1) 米穀産品、 麦産品又は大麦産品が最大の重量を占めるもの 小麦産品、 大麦産品及びでん粉のうち、 小
- 2 するもの ん粉が最大の重量を占めるものであって、小麦でん粉を含有 米穀産品、 小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、で
- \vdash 量の五十パーセント以上の調製食料品 いずれかを単に膨脹させて又はいって得た物品の含有量が全重 小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(はだか麦を含む。)の
- チ 粒状の小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦であらかじめ加熱

による調理その他の調製をしたもの

- IJ 関税定率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる
- 六 法第四十二条第三項の農林水産大臣が定めて告示する額は、

別

調製食料品

表第二の上欄の各号に掲げる麦の区分及び同表に定める期間内に 輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。 は第四十三条第三項及び第四十五条第一項の農林水産大臣が定めて告示する額は、別表第三の上欄の各号に掲げる麦等の区分及が同表に定める額とする。ただし、平成十九年四月一日以降において、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二て、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二て、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにの各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにの各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにの各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつき〇円とする。

に掲げる額とする。 八 法第四十六条第三項の農林水産大臣が定めて告示する額は、次

げる額っては、当該米穀等の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲っては、当該米穀等の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる米穀等(米穀を除く。)にあ

1

平成七年十一月一日から施行する。

(平七農水告一六八七・平七農水告二○三五・平八農水告間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める額麦を除く。)にあっては、当該麦等の区分及び同表に定める期」 別表第三の上欄の各号に掲げる麦等 (小麦、大麦及びはだか

産大臣が適当と認めるものとする。とする製品の製造を業とする者又はその組織する団体で、農林水の政府が指定する者は、米穀の加工又は米穀を原料若しくは材料の政府が指定する者は、米穀の加工又は米穀を原料若しくは材料

1

則

抄

六八七号) 抄 改正文・附則 (平成七年一〇月二三日農林水産省告示第

三項の規定により承認された増加の変更に係る米穀を売り渡そう中「生産年の翌年の三月三十一日(同月二十二日以後法第五条第中、生産の光報についての改正後の平成七年三月二十七日農2 平成七年産の米穀についての改正後の平成七年三月二十七日農

五. 産される米穀にあっては平成八年五月三十一 あっては平成八年五月十五日とし、 長野県、三重県、 を受けた日から起算して十日を経過した日)とし、北海道、青森 の変更に係る米穀を売り渡そうとする場合にあっては、当該承認 及び福井県の区域内で生産される米穀にあっては平成八年四月十 経過した日)」とあるのは、 とする場合にあっては、当該承認を受けた日から起算して十日を 岩手県、宮城県、 (同月六日以後法第五条第三項の規定により承認された増加 滋賀県及び島根県の区域内で生産される米穀に 秋田県、 山形県、 「千葉県、 その他の都府県の区域内で生 福島県、 新潟県、 日」とする。 茨城県、 富山県、 栃木県、 石川県

改正文 (平成一一年三月三一日農林水産省告示第五四〇号)

抄

平成十一年四月一日から施行する。

改正文(平成一二年一二月四日農林水産省告示第一四七七

·) 抄

平成十三年一月六日から施行する。

改正文(平成一三年一〇月二日農林水産省告示第一三四二

号) 抄

平成十四年一月一日から施行する。

改正文(平成一五年九月一八日農林水産省告示第一四六六

号) 抄

平成十五年十一月一日から施行する。

改正文 (平成一六年三月三〇日農林水産省告示第七二五号)

抄

平成十六年四月一日から施行する。

き○円とする。」を加える部分は、公布の日から施行する。 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、九の改 正規定中「とする。」の下に「ただし、平成十九年四月一日以降に 正規定中「とする。」の下に「ただし、平成十九年四月一日以降に 正規定する特別特恵受益国を原産地とする別表第三の上欄 の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつ の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつ の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつ の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつ の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつ の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつ の各号に掲げる麦等を輸入する場合においては、一キログラムにつ

附 則 (平成二八年七月二八日農林水産省告示第一五〇五

号)

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月一〇日農林水産省告示第二六六

二号)

この告示は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進

的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

別表第一

(平一一農水告五四○・平二八農水告一五○五・一部改正)

1		
品名		金額
_	米穀	一キログラム
	米穀のロールにかけ又はフレーク状にしたもの	につき二九二
	関税定率法別表第一一〇四・二九号の二に掲げる 円	円
	その他の加工穀物	
	粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他	
	の調製をしたもの(米穀の含有量が全重量の三十	
	パーセント以下のものを除く。)	
	米穀を単に膨脹させて又はいって得た物品の含	
	有量が全重量の五十パーセント以上の調製食料	
	品	
	関税定率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)	
	のAに掲げる調製食料品	
<u> </u>	米穀粉	一キログラム
	米穀のひき割りしたもの及びミール	につきニニー

米穀のペレット

円

粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の

又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、こ

れらの物品の含有量の合計が全重量の八十五パ

麦産品及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量ーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品、大

を占めるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は

食餌療法用のものを除く。)

米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除

⟨ ○

餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料

の含有量が全重量の三十パーセント以下のもの品(乳幼児用若しくは食餌療法用のもの又は米穀

別表第二

を除く。

另是多二						
品名	金額					
	平成七	平成八	平成九	平成一〇平	成一	平成一二
	年四月	年四月	年四月	年四月一	年四月一	年四月

別表第三

									_								
		か 麦	びはだ	大麦及					小麦								
一〇銭	三三円	につき	グラム	一キロ	七〇銭	五一円	につき	グラム	一キロ	もの	される	に輸入	日まで	月三一	八年三	ら平成	一 日 か
二〇銭	三円	につき	グラム	一キロ	四〇銭	五〇円	につき	グラム	一キロ	もの	される	に輸入	日まで	月三一	九年三	ら平成	一 日 か
三〇銭	三円	につき	グラム	一キロ	一〇銭	四九円	につき	グラム	一キロ	るもの	入され	でに輸	一日ま	三月三	一〇年	ら平成	一 日 か
	四〇銭	き三〇円	ラムにつ	一キログ		八〇銭	き四七円	ラムにつ	一キログ			るもの	輸入され	日までに	三月三一	成一一年	目から平
	五〇銭	き二九円	ラムにつ	一キログ		五〇銭	き四六円	ラムにつ	一キログ			るもの	輸入され	日までに	三月三一	成一二年	目から平
	六〇銭	き二八円	ラムにつ	一キログ		二〇銭	き四五円	ラムにつ	一キログ						るもの	輸入され	日以後に

農水告ニ六六二・一部改正)(平一三農水告一三四二・平二八農水告一五〇五・平三〇

男 フィーフラー	/- - -	指して				Ī
品名	金額					
	平成七	平成八	平成九	平成一	平成一	平成一
	年四月	年四月	年四月	〇年四	年四	二年四
	一 日 か	一 日 か	一 月 か	月一日	月一日	月一日
	ら平成	ら平成	ら平成	から平	から平	以後に
	八年三	九年三	一〇年	成 一 一	成一二	輸入さ
	月三一	月三一	三月三	年三月	年三月	れるも
	日まで	日まで	一日ま	三一月	三一日	0)
	に輸入	に輸入	でに輸	までに	までに	
	される	される	入され	輸入さ	輸入さ	
	もの	もの	るもの	れるも	れるも	
				の	の	
小麦	十口	一キロ	一キロ	一キロ	一キロ	一キロ
メスリン及びラ	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム
イ小麦	につき	につき	につき	につき	につき	につき
	五一円	五〇円	四九円	四七円	四六円	四 五 円
	七〇銭	四〇銭	一〇銭	八〇銭	五〇銭	二〇銭

九第一一	関を表の。	小麦ュ	びミー	ライ	ール	したも	小麦の	ライ	メスリ	三 小麦粉				麦	二大麦克
の一に掲げ	関税定率法別表麦のペレット	小麦又はライ小	-ルしたもの及	小麦のひき		もの及びミ	のひき割り	ライ小麦粉	メスリン粉及び	朷					大麦及びはだか 一キロ
						一〇銭	七二円	につき	グラム	一キロ	一〇銭	三三円	につき	グラム	一キロ
						二〇銭	七〇円	につき	グラム	一キロ	二〇銭	三円	につき	グラム	一キローキロ
						三〇銭	六八円	につき	グラム	一キロ	三〇銭	三円	につき	グラム	一キロ
						四〇銭	六六円	につき	グラム	一キロ	四〇銭	三〇円	につき	グラム	ーキロ
						五〇銭	六四円	につき	グラム	一キロ	五〇銭	二九円	につき	グラム	一キロ
						六○銭	六二円	につき	グラム	ーキロ	六〇銭	二八円	につき	グラム	一キロ

のうち、小麦産	産品及びでん粉	小麦産品、大麦	つ、米穀産品、	五%を超え、か	計が全重量の八	品の含有量の合	で、これらの物	する調製食料品	の一以上を含有	ット又はでん粉	ル若しくはペレ	したもの、ミー	の粉、ひき割り	しくはライ小麦	麦、はだか麦若	米穀、小麦、大	穀物	るその他の加工

												匹						
したもの、ミー	の粉、ひき割り	しくはライ小麦	麦、はだか麦若	米穀、小麦、大	麦のペレット	大麦又ははだか	ル	たもの及びミー	麦のひき割りし	大麦又ははだか	か麦粉	大麦粉及びはだ	のものを除く。)	又は食餌療法用	ス及び乳幼児用	(ケーキミック	を占めるもの	品が最大の重量
								五〇銭	五九円	につき	グラム	一キロ						
									五八円	につき	グラム	一キロ						
								五〇銭	五六円	につき	グラム	一キロ						
									五五円	につき	グラム	一キロ						
								五〇銭	五三円	につき	グラム	一キロ						
									五二円	につき	グラム	一キロ						

五.																		
大麦又ははだか	のものを除く。)	又は食餌療法用	ス及び乳幼児用	(ケーキミック	を占めるもの	品が最大の重量	のうち、大麦産	産品及びでん粉	小麦産品、大麦	つ、米穀産品、	五%を超え、か	計が全重量の八	品の含有量の合	で、これらの物	する調製食料品	の一以上を含有	ット又はでん粉	ル若しくはペレ
一 キ ロ																		
一キロ																		
一キロ																		
十十口																		
一キロ																		
ー キ ロ																		

_																		
クス及び乳幼児	の(ケーキミッ	粉を含有するも	って、小麦でん	占めるものであ	が最大の重量を	のうち、でん粉	産品及びでん粉	小麦産品、大麦	つ、米穀産品、	五%を超え、か	計が全重量の八	品の含有量の合	で、これらの物	する調製食料品	の一以上を含有	ット又はでん粉	ル若しくはペレ	したもの、ミー
																		銭
																		銭
																		銭
																		銭
																		銭
																		_

														九			
のBの (a) に掲	第二一〇六・九	関税定率法別表	調製をしたもの	る調理その他の	かじめ加熱によ	ライ小麦であら	粒状の小麦又は	食料品	○%以上の調製	量が全重量の五	得た物品の含有	せて又はいって	麦を単に膨脹さ	小麦又はライ小	 ✓ ✓ 	用のものを除	用又は食餌療法
										三〇銭	六七円	につき	グラム	一キロ			
										六〇銭	六五円	につき	グラム	一キロ			
										九〇銭	六三円	につき	グラム	一キロ			
										二〇銭	六二円	につき	グラム	一キロ			
										五〇銭	六〇円	につき	グラム	一キロ			
										八〇銭	五八円	につき	グラム	一キロ			

																+	
製食	のBの (b) に掲	○号の二の(一)	第二一〇六・九	関税定率法別表	調製をしたもの	る調理その他の	かじめ加熱によ	はだか麦であら	粒状の大麦又は	食料品	○%以上の調製	量が全重量の五	得た物品の含有	せて又はいって	麦を単に膨脹さ	大麦又ははだか	げる調製食料品
												九〇銭	四二円	につき	グラム	一キロ	
												八〇銭	四 一 円	につき	グラム	一キロ	
												七〇銭	四〇円	につき	グラム	一キロ	
												六○銭	三九円	につき	グラム	一キロ	
												五〇銭	三八円	につき	グラム	一キロ	
												四〇銭	三七円	につき	グラム	一キロ	